

計 画 書

東播都市計画道路の変更（兵庫県決定）

都市計画道路中 3.2.20 号播磨中央幹線ほか 1 路線を次のように変更する。

種 別	名 称		位 置			区 域	構 造			備 考
	番 号	路線名	起 点	終 点	主 な 経 過 地	延 長	構 造 形 式	車 線 の 数	幅 員	
幹 線 街 路	3.2.20	播磨中央 幹線	明石市 小久保 2丁目	明石市 二見町 西二見	明石市 藤江、 大久保町 谷八木、 魚住町 西岡	約 9,320m	地表式	4車線	30m	J R 山陽新幹線 と立体交差 J R 山陽本線と 立体交差 幹線街路新幹線 駅前線と立体交 差 幹線街路八木松 陰線と立体交差 幹線街路二見土 山線と立体交差 幹線街路と平面 交差 8 箇所
	3.3.101	江井ヶ島 松陰新田 線	明石市 大久保町 江井島	明石市 鳥羽	明石市 魚住町 金ヶ崎	約 5,880m	地表式	4車線	27m	J R 山陽新幹線 と立体交差 J R 山陽本線と 立体交差 山陽電気鉄道本 線と平面交差 幹線街路国道線 西と立体交差 幹線街路と平面 交差 6 箇所
車線の数の内訳			4車線		約 5,140m					
			2車線		約 740m					

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理 由

別添理由書のとおり



理 由 書

長期未着手の都市計画道路について、社会経済状況の変化を踏まえつつ、土地所有者等に対する不要な権利制限の解除及び透明性をもった選択と集中による効率的な道路整備を進めていくため、地域の交通特性、既成市街地の特性を踏まえながら、都市計画の変更を行う。

この方針に基づき、以下のように変更するものである。

播磨中央幹線は市の産業発展に伴い激増する都市内交通の円滑化を図るため、昭和39年に都市計画決定された路線である。

明石市決定の長坂寺線の一部区間の廃止に伴い、交差点部の一部区域の変更を行う。

江井ヶ島松陰新田線は市西部の市街地発展に寄与する幹線街路として、昭和33年に都市計画決定された路線である。

しかし、周辺市街地形成などの状況から、当該路線に求められる機能が、現道及び並行する道路により確保されていることから、一部区間の都市計画を廃止し、延長の変更を行う。



変更前後対照表

変更前後	種別	名称		位置			区域	構造			主な変更内容		
		番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構形式	車線の数	幅員			
変更前	幹線街路	3.2.20	播磨中央幹線	明石市小久保2丁目	明石市二見町西二見	明石市藤江、大久保町谷八木、魚住町西岡	約9,320m	地表式	4車線	30m	・一部区域の変更		
変更後	幹線街路	3.2.20	播磨中央幹線	明石市小久保2丁目	明石市二見町西二見	明石市藤江、大久保町谷八木、魚住町西岡	約9,320m	地表式	4車線	30m			
変更前	幹線街路	3.3.101	江井ヶ島松陰新田線	明石市大久保町江井ヶ島	明石市鳥羽	明石市魚住町金ヶ崎	約6,380m	地表式	4車線	27m	・起点を北方向に変更し、延長を約500m削減する		
							車線の数の内訳					約5,140m	
							4車線					約1,240m	
2車線													
変更後	幹線街路	3.3.101	江井ヶ島松陰新田線	明石市大久保町江井島	明石市鳥羽	明石市魚住町金ヶ崎	約5,880m	地表式	4車線	27m			
							車線の数の内訳					約5,140m	
							4車線				約740m		
		2車線											

